

埼玉県DV被害母子に対する心理教育プログラム実施業務委託 仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・プロポーザルによる業務委託候補者選定後、埼玉県は業務委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は、仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせて修正の上、契約を締結する。

1 委託業務の名称

埼玉県DV被害母子に対する心理教育プログラム実施業務委託

2 履行場所

受託者が指定する場所

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日

4 業務の目的

近年、DV被害者支援の現場から、被害者本人だけでなく、DVのある家庭に育った子どもにも、成長とともに不登校、非行、自傷行為、暴力の連鎖などの問題が生じることが報告されている。

そこで、本県におけるDV被害を受けた母子の心の回復と自立を支援することを目的に心理教育プログラムを実施する。

5 委託業務の内容

(1) 心理教育プログラムの実施

母子合同若しくは母と子それぞれ対象としたプログラムを10回以上実施すること。
なお、別途、参加者を対象とした説明会等を実施すること。

(2) 心理教育プログラム実施の方法及び条件

ア 講師の手配

プログラムの実施に必要な講師の手配を行う。

イ 会場設営

会場設営に必要な消耗品・備品類については、適宜手配する。

ウ その他

プログラム当日は、統括責任者を1名配置する。統括責任者は、講師と兼ねることはできない。

(3) 業務の内容

ア 心理教育プログラムの実施

イ 心理教育プログラムの周知・広報

ウ 報告書の作成及び提出

エ その他、心理教育プログラム事業の実施に付随する業務

(4) 事業対象者

ア DV加害者と離れて暮らしており、年中以上小学3年生以下のこどもを育てている女性

なお、年中以上小学3年生以下は必須とするが、受託者の提案でそれ以外のこどもを育てている女性を対象にすることも可能とする。

イ 上記アの母と同居する年中以上小学3年生以下のこども

なお、年中以上小学3年生以下は必須とするが、受託者の提案でそれ以外のこどもを対象にすることも可能とする。

ウ 原則、埼玉県在住、在勤、在学の方を対象とする。

(5) 実施場所の確保

埼玉県内

受託者が選定した後に県と協議した上で決定する。また、実施場所の確保に伴う費用は受託者が負担すること。

(6) 心理教育プログラムを実施できない場合の対応

参加（申込）者が集まらないなど、心理教育プログラムが実施できない場合は、参加（申込）者の希望を聞き取り、その希望に沿った対応（プログラムの簡易的实施、暴力や自分を守るための学びの講座、面談など）を行う。

(7) 定員を超えて申込みがあった場合の対応

心理教育プログラムに参加できなかった場合は、参加申込者に対して、別の自主事業を紹介するなどの対応を行う。

(8) 心理教育プログラムの周知・広報

定員に対して、より多くの参加者を募るため、チラシ作成や電子メール送付及び電話でのアプローチ等を実施し、心理教育プログラムの周知・広報に努める。なお、チラシ等を作成する場合の費用は事業者負担とし、デザイン及び送付先については県と協議の上決定すること。

(9) 報告書の作成及び提出

ア 概要報告書

心理教育プログラムの実施日毎に、参加状況・スタッフ人数をまとめた概要報告書を、終了後3日以内に提出する。（電子メール可）

イ 実績報告書

プログラム実施状況、参加した母子への効果（効果測定アンケート結果）、その他の実施状況についてまとめた報告書を、終了後1か月以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに提出する。

報告書には参加者向けアンケートの集計結果、アンケート結果をもとにした具体的な効果の検証及び今後の心理教育プログラム実施の課題等を盛り込むこととする。参加者へのアンケートの項目については、県と協議する。

(10) 心理教育プログラム実施に付随する事務

ア 参加（申込）者との連絡調整

参加（申込）者名簿（託児対象者を含む）を作成し、参加（申込）者の人数等の状況について、適宜、県に報告する。

その他、参加（申込）者へ以下の通知・連絡を行うこと。

- ・説明会の案内、資料の送付
- ・プログラム直前の参加確認
- ・プログラム最終回欠席者へのお知らせ（アンケート回答依頼等）

イ 心理教育プログラム参加者の同伴児に対する託児

(ア) 託児対象者

心理教育プログラムに参加する母子の同伴児

- ①年齢 0歳から小学校6年生までのこども
- ②人数 1回当たり1～5名程度

(イ) 1回の託児時間

受付からプログラム終了までの時間

(ウ) 託児実施者

資格要件等：託児を実施する者は、こどもの健康状態や応急処置等の保育に係る専門的な研修等を受けた者とする。

なお、託児対象者に乳児がいる場合は、保育士の資格を有する者を1名以上配置する。

(エ) こどもの状況等の把握及び連絡

受託者は保育の申込みのあったこどもの健康状態その他の状況把握を行う。

(オ) 託児に付随する業務

- ①終了後の清掃及び遊具の消毒
- ②その他託児に係る業務

ウ 保険の加入

受託者は、行事用保険に加入し、費用も負担する。

・補償の対象

心理教育プログラム参加中の講師及び参加者（託児対象者を含む）の身体 ※往復途上補償あり

※上記のほか、事故などが発生した場合も、県はその責任を負わないため、事業者は賠償責任保険に加入するなど必要な措置を講じること。

エ プログラム参加者へのアンケートの実施（集計を含む）

プログラム最終日にアンケートを実施し、集計を行う。

6 その他

(1) 参加者等の状況等の把握及び連絡

参加者等の健康状態などに異常を発見した場合には速やかに応急措置等を行うとともに県に報告するものとする。

また、感染症の流行等に対しては、県と協議の上、適宜感染症対策を行うものとする。

(2) 通知・資料等の内容及び配布

本事業に関する通知や資料等の内容及び配布については、事前に県と協議する。

(3) 疑義が生じた場合

業務実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに県に連絡し、協議を行う。

なお、閉庁日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始）及び閉庁時間（8：30まで及び17：15以降）において、速やかな判断が必要な場合は、別に定める緊急連絡先に連絡し、県と協議を行う。

7 本件業務に係る帳簿及び書類の整備等

受託者は業務に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

この帳簿及び証拠書類は、当該業務の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。